

災害応急対応協力事業者登録制度について

1 概要

台風や豪雨などの影響で、土砂崩れや冠水、建物倒壊など市民の生活が脅かされた際、市民の安全を守り、一日も早く平常の生活を取り戻すためには、市内の建設事業者の協力が必要不可欠であることから、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に迅速に対応し、市民の生命と財産を守る地元への貢献意欲を持つ建設業者を登録する災害応急対応協力事業者登録制度を設けます。

2 登録条件

次の要件をすべて満たす者であることを条件とします。

- (1) 長崎市競争入札参加有資格業者名簿（建設工事）に土木一式、建築一式、電気又は管のいずれかの工種に市内業者又は認定市内業者として登録していること。
- (2) 長崎市から協力要請を受けた後（平日、休日及び夜間を問わず）、概ね1時間以内に必要な人員（2名以上）を招集できること。
- (3) 必要な資機材等を常備又は概ね1時間以内に手配できること。

工種	必要な資機材等
土木一式	ダンプカー、バックホウ、ブルーシート及び土嚢袋
建築一式	ブルーシート
電気	電線類、電線管類
管	給水管類、排水管類

3 登録開始時期

令和3年4月から

4 登録の方法

「災害緊急協力事業者登録申込書」に必要事項を記載のうえ、契約検査課へご提出ください。

○ お問い合わせ先

長崎市理財部契約検査課総務係

電話（095）829-1160（直通）